

鹿屋市指定給水装置工事事業者(更新)申請について

指定給水装置工事事業者の有効期限は、5年(水道法第25条の3の2)となっています。更新対象となる事業者には事前に通知します。
なお、住所等の変更がある場合は、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」の提出をお願いいたします。

【更新申請の手続き】

(1)指定給水装置工事事業者申請書の提出(更新申請に必要な書類を添えて提出してください)

↓【書類審査】

(2)手数料の納入(窓口で発行する納入通知書又は口座振込により金融機関等で振込んでください)

↓【手数料納入※受付日＝納入日】

(3)事業者証の交付(工務課内の文書棚 ※郵送を希望される場合、返信用封筒を添付してください)

【更新申請に必要な書類】

個人	法人	申請に必要な書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者申請書(様式第1)	表裏ともに記入してください
○	○	誓約書(様式第2)	
○	○	給水装置主任技術者選任届出書(様式第2)	選任する主任技術者全員の給水装置工事主任技術者免状(写し)、住民票(発行から3か月以内)及び写真(縦3.0cm×横2.4cm×2枚)を添付してください
○	○	配管工登録申請書 ※配水管から水道メーターまでの工事を施工する場合、規程により登録が必要です	登録する配管工全員の技能検定合格証書(写し)、住民票(発行から3か月以内)及び写真(縦3.0cm×横2.4cm×2枚)を添付してください
—	○	登記事項証明書又は登記簿謄本	発行日から3か月以内のもの
—	○	定款の写し	直近のものを添付してください
○	○	機械器具調書(別表)	調書にある機械器具の写真の一覧表を添付する
○	○	(旧)指定事業者証	(旧)指定事業者証は返却しません
○	○	指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項	該当箇所のみ記入する
○	○	鹿屋市水道事業指定給水装置工事事業者更新確認票表	該当箇所のみ記入する

※申請書(様式)及び添付書類については、鹿屋市ホームページ(「暮らし・手続き」>上下水道>上水道>鹿屋市指定給水装置工事事業者申請書類等一覧)参照

○申請手数料 10,000円

○申請書の提出先 鹿屋市上下水道部工務課

○問い合わせ先 鹿屋市上下水道部工務課配給水係 電話 0994-43-4225

E-mail koumu@e-kanoya.net 〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿2丁目11番18号(鹿屋農業高校前)